

(5) 交通環境の整備方針

- ① 交通渋滞を緩和し、円滑な移動を確保するための道路及び公共交通の整備を図ります。
- ② 道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心市街地の活性化、地域拠点と中心拠点のネットワーク強化など複合的機能に配慮して都市計画道路網構想を見直し、路線の再編を含めて効果的、効率的に進めます。
- ③ 公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保するため、**地域公共交通計画を推進し**、施策を展開していきます。

ア 道路

① 効果的、効率的な道路づくり

将来を見据えた都市全体の道路網のあり方及び段階的な道路整備の方針を示す、都市計画道路網構想を見直します。

② 中心市街地の活性化を支援する道路づくり

- a 中心市街地への通過交通を削減するため、内環状道路網の整備に向けて取り組みます。
- b 中心市街地の土地利用を活性化するため、多治見駅へアクセスしやすい道路の整備に向けて取り組みます。

③ ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた道路づくり

ネットワーク型コンパクトシティを実現するため、地域拠点と中心拠点をネットワークで結び、骨格となる道路網を形成することで、公共交通の運行しやすい環境を整えます。

④ 都市内交通の円滑な移動を支援する道路づくり

市街地内で散在する渋滞の緩和や円滑な物流を支援するため、地域の道路整備を図ります。

⑤ 他都市との連携を強化する道路づくり

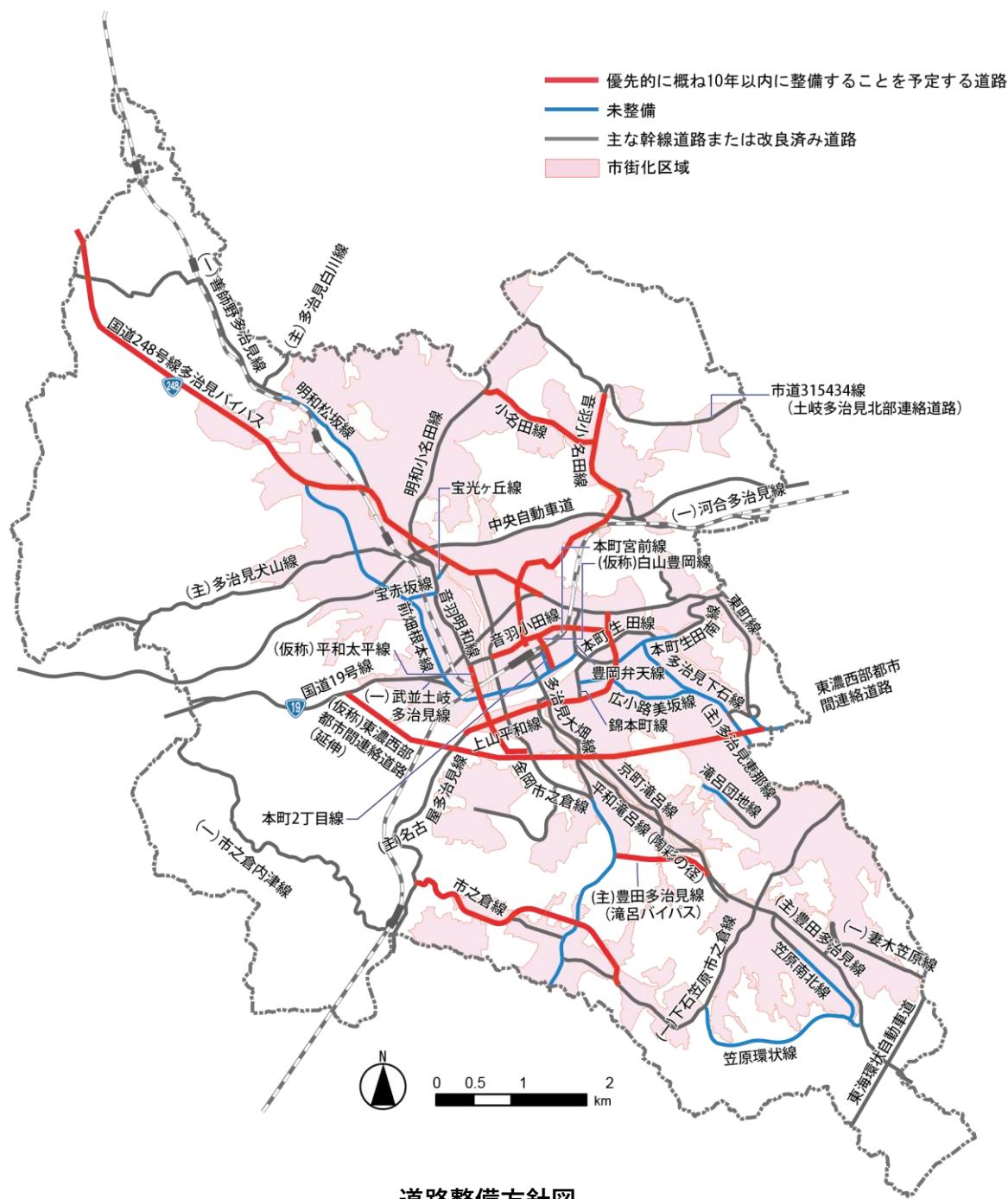
他都市との連携を強化するため、広域的な視点から必要となる幹線道路の整備に向けた取組を進めます。

⑥ 道路の維持管理及び歩行者や自動車などの安全対策の推進

- a 道路や橋などの効率的な管理計画に基づいた維持・修繕を実施します。
- b 道路の美化活動や道路状況の見守りなどを行う市民ボランティアの活動を支援します。
- c ゾーン 30 等の交通安全対策や電線類の地中化等の道路空間の整序などにより、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成に努めます。
- d 街頭防犯カメラ、街路灯の設置など、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯への意識の向上を図ります。

【優先的に概ね10年以内に整備することを予定する道路】

路線名	
(都) 音羽小田線 一部	(都) 国道248号線多治見バイパス 一部
(都) 上山平和線 一部	(都) 音羽小名田線 一部
(都) 市之倉線 一部	(都) 小名田線 一部
(仮称) 東濃西部都市間連絡道路(延伸) 一部	(仮称) 平和太平線 一部
(仮称) 白山豊岡線 一部	(主) 豊田多治見線(滝呂バイパス) 一部



道路整備方針図

イ 公共交通

① 都市間や地域拠点と中心拠点をつなぐ基幹交通づくり（利便性向上）

- a 他都市からの広域的な移動手段として鉄道の運行を維持するとともに、地域拠点と中心拠点をつなぐ移動手段として路線バスの利便性を確保・維持します。
- b 通勤・通学手段として利用される路線バスの利便性を確保・維持します。
- c 大学誘致に伴い、学生や教職員の通勤・通学手段を確保すると共に、大学周辺の路線バスの利便性向上を目指します。

② 郊外地域と各拠点をつなぐ生活交通づくり（利便性向上）

- a 日常生活において、地域拠点や路線バスが運行しない地域からでも身近な施設へ気軽におでかけができるよう、コミュニティバスの利便性の確保・維持を図ります。
- b 基幹交通（鉄道や路線バス）を確保・維持しながら、便利に各拠点間を移動できるよう、コミュニティバス及びデマンド交通をはじめとする地域内交通の充実を図ります。

③ 中心拠点内を快適に移動できる公共交通づくり（利便性向上）

- a 中心拠点内に立地する公共施設、商業施設等へ快適に移動できるよう、移動手段を確保・維持します。
- b 基幹交通からコミュニティバスへの乗継ぎ・乗換えを便利に、快適に行えるサービスを提供します。

④ 分かりやすく、使いやすい交通環境づくり（利用促進）

- a 公共交通に関わる関係者が互いに協力し、公共交通の利用促進・普及啓発活動に取り組むことで、公共交通に関する市民意識の醸成を図ります。
- b 鉄道駅や主要施設等において、公共交通に関する案内や情報を積極的に発信し、分かりやすく利用しやすい交通環境を構築します。
- c バス停の改善や交通結節点の機能強化による乗継ぎ・待合環境の充実を図ります。

⑤ 持続可能な公共交通サービスの提供（官民・他分野との連携・共創、新技術の導入活用）

- a 官民共創による新たなモビリティサービス・システムの導入など、市民や来訪者の利便性、公共交通の持続性を踏まえた公共交通サービスの提供を目指します。
- b 事業者が互いに協力・連携できる機会を創出し、持続性のある公共交通ネットワークの形成を目指します。
- c まちづくり・観光・福祉分野の他分野との共創により、公共交通を活用したおでかけ機会の創出を図ることで、公共交通の利用の増加を目指します。
- d ICT や AI をはじめとする新技術の活用により、公共交通の利便性・持続性向上を図ります。

ウ 自由通路

JR 中央本線により南北に分断された多治見駅周辺の連絡強化を図るため、多治見駅南北連絡線（自由通路）を適切に維持します。

エ 駐車場整備

路上駐車の防止や、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出も含め、安全性・利便性・快適性が確保できる体系を備えた都市の実現に向け、効果的な駐車施策の展開を進めます。

オ バリアフリー化の推進

- a バリアフリー化の取組を進め、高齢者・障がい者等の移動の円滑化や安全性を確保し、誰もが暮らしやすく、訪れやすいまちづくりの実現を目指します。
- b バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性を確保し、誰もが集いやすくにぎわいある地区を重点的に取り組んでいきます。

交通環境の形成に関する近年の取組

●道路：(都) 市之倉線の一部区間の開通（令和3年）

市道315434線（土岐多治見北部連絡道路）が開通（令和4年）

大薮町（令和5年）、若松町（令和6年）でラウンドアバウトを整備
多治見駅南駅前広場、ペデストリアンデッキを整備（令和6年）



市道315434線（土岐多治見北部連絡道路）



ラウンドアバウト（若松町）



多治見駅南駅前広場



ペデストリアンデッキ

●公共交通：たじみよぶくるバスなどのデマンド型バスのエリアの拡大

高齢者公共交通機関利用促進助成事業(バスチケット65)を導入
(令和6年～)



たじみよぶくるバス



バスチケット65

(6) 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全の方針

- ① 多治見の風景の特徴を踏まえ、誇りと愛着の持てる美しい風景づくりを進めます。
- ② 自然を体感できる暮らしを求め、市街地を取り囲む斜面地や丘陵地での緑の確保や、地域活動と連携した里山、農地の保全を進めます。
- ③ 生活環境を豊かにし、魅力あるまちづくりに向けて、身近な水と緑の確保に努めます。
- ④ 社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公園等の更新、維持管理を進めます。
- ⑤ 身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育・啓発等を継続的に展開します。

ア 盆地と土岐川からなりたつ風景の骨格を守るための方針

① 市街地を取り囲む緑及び河川の保全方針

- a 都市の骨格である市街地周辺の丘陵地と中央部を流れる土岐川の斜面地を環境保全に寄与する緑地として位置づけ、保全します。
- b 風景に大きな影響を及ぼし、かつ丘陵地など一定程度以上の標高に建築物等を建築するものについては、市街地から眺望した際に緑が確保されるよう促します。
- c 丘陵地での開発行為による、適切な残地森林の確保とともに、造成法面などへの植栽など、市街地からの眺望や景観に配慮し緑を確保します。
- d 風致地区の指定を継続する一方、指定の拡大を検討するなど、市街地に隣接する樹林地の保全を維持します。また、都市計画緑地や保安林の整備を継続し、自然と触れ合える場を維持します。
- e 土岐川・大原川・笠原川など市街地の骨格を形成する河川において、水辺が有する自然を保全し、生物の生育環境を改善するなど、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。
- f ビオトープによる水辺を楽しめる風景づくりや、かわまちづくり事業による土岐川の親水空間の整備を進めます。また、中心市街地の河川敷地について、建築物の正面を土岐川に向けるリバーフロント景観を演出するなど、多くの人が川と親しめる空間の整備に努めます。

② 豊かな里山及び農地の保全方針

- a 豊かな里山空間の創出のため、保全と管理活動に取り組んでいきます。
- b 希少動植物の保護や里山づくりに積極的な森づくり団体への協力や原材料支給など、市民の地域活動と連携した保全活動を展開します。
- c 土岐川グリーンベルト活動など、国・県と共に、土砂災害に強く、自然環境や景観が豊かな樹林地の保全・創出をします。
- d 土石・粘土採取場などで失われた緑の回復のため、森林法や鉱業法に基づく事業後の緑地回復を適切に促していきます。
- e 特定外来生物についての継続的な防除により、在来種の保護活動を継続します。

f まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農業振興施策との連携もって、農地の保全に努めます。また、農業者と消費者との触れ合いを創出し、地産地消による都市型農業を推進します。

イ 生活環境を豊かにする身近な水と緑の確保に向けた方針

- a 中心市街地において、魅力あるまち並み形成に向け、身近な広場や既存の都市緑地などの緑の保全に努めます。
- b 対象地域を拡大した緑化助成を活用し、民有地の緑化促進を図ります。
- c 丘陵地の住宅団地などでの緑地協定や地区計画を活用した緑の普及に努め、民有地緑化への理解を高めます。
- d 道路条件や立地条件を把握し、その場にふさわしい樹種選定に留意し、街路樹の植栽や維持管理をしていきます。また、ポケットパークによる身近な緑を維持します。

ウ 良好な都市景観の形成方針

- a 風景に大きな影響を及ぼす建築物等の新築については、緑地等に一定の面積基準を設け、**みどり**を創出します。また、公共施設の新築の際には、緑地用の面積基準を高め、公共空間を積極的に緑化していきます。
- b 専門的な立場から、大規模な行為の届出等に関する評価（審査）や提案を継続します。
- c 良好的な景観形成、風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物の形状や色彩を規制し、安全性の確保を図ります。
- d 風景づくり団体への支援など、市民の風景づくりへの参加を促します。

エ 公園等の計画的な整備及び維持管理方針

- a 人口減少等による社会情勢の変化により、設置目的を十分果たせなくなる都市公園や児童遊園などが生じるおそれに対して、集約化、用途転換、廃止を含めた公園再編について検討します。
- b 遊具、フェンス、照明灯などの公園施設を計画的に更新することで、公園施設のライフサイクルコストの低減に努めるとともに、大型遊具の新設など、子育て世代にとって魅力的な公園環境の整備を進めます。
- c 今後の墓地需要などを踏まえ多治見墓地公園の土地利用のあり方を検討します。
- d 公園愛護会など市民参加による公園・児童遊園等の維持管理を支援します。
- e 中心市街地における公園、公共公益施設の整備にあたっては高気温対策に努めます。

オ 環境教育・啓発等の方針

- a 土岐川観察館による環境学習活動などにより、水辺の生き物などと親しめる機会を増やしていきます。

- b 学校育苗や、森林保護活動の支援、学校に近接する場でのビオトープ整備など、子どもたちの身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育を継続的に展開します。
- c 多治見市の風土・植生に配慮しつつ、事業内容に即した緑化指導をしていきます。また、保存樹、保護地区の育成管理への支援を行い郷土色豊かな自然環境を保全していきます。
- d 市民が風景づくりやみどりの重要性に関心を持つ場として、たじみ景観塾及び風景絵画コンクールなどを継続します。

美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全に関する近年の取組

●虎渓用水広場でのキッチンカー、イルミネーションなど、憩いの空間を創出

南坂上公園に大型遊具を整備（令和6年）

TYKスポーツパーク多治見（多治見運動公園）の再整備（令和7年）



TYKスポーツパーク多治見 全景



南坂上公園の大型遊具

●屋外広告物の管理点検を強化するため、屋外広告物条例を改正（令和7年）

持りと変遷のもてる魅力あるまちを目指して
多治見市

景観への配慮が必要です

多治見市の市街地では、都市としての発展が進んだことにより、屋外広告物が無秩序にはんらんしまちの美しさが損なわれています。そのため、屋外広告物が風景を損なわないように、また、背後にある斜面緑地と調和するよう、中心市街地とそれを取り巻く斜面緑地一帯を「風景づくり重点区域」に指定しています。

建築物の低層部では個性といたぎやかさを創出し、高層部では落ち着いたまち並みを演出することで、背景となる緑や空との調和を図ります。

広告物はできるだけ集約化し、必要最小限の設置とします。

沿道や交差点付近の違法な広告物は取り除き、景観に影響を与える広告物は整理し、集約化を推進します。

屋外広告物のルールパンフレット

(7) 防災・減災の方針

- ① 災害が起きてしまった時の備えのために、災害情報の発信や避難体制の強化など、災害による被害を低減するための取組を進めます。
- ② 水害・土砂災害・地震による災害リスクを抱える本市において、堤防の強化や砂防施設の整備など、その対象となる災害ができるだけ起きないような取組を進めます。
- ③ ソフト・ハード両面で災害対策を進めながら、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

ア 被害を低減するためのソフト対策の実施

- a 自主防災組織の活動支援、地域等と連携した要配慮者の避難支援対策、児童生徒への防災教育など、地域防災力の向上を図ります。
- b 自然災害に関する情報の迅速かつ確実な伝達、防災倉庫の更新や備蓄資機材の整備を通じた避難所環境の充実など、災害リスクに関する情報発信、避難体制を充実・強化します。

イ 災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施

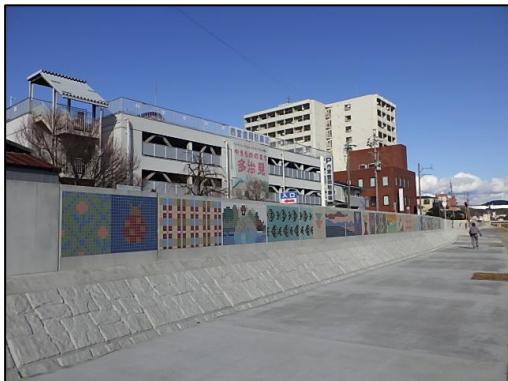
- a 河道掘削及び河川改修、調整池堆積土砂のしゅんせつ及び開発事業における雨水流出対策、雨水排水網の新設増強及び合流間土砂しゅんせつなど、河川氾濫等を防ぐための流出抑制対策、内水被害軽減対策を実施します。
- b 農業用ため池等の水位調整、河川美化と河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発、土砂災害に強く自然環境や景観が豊かな樹林地（グリーンベルト）の保全・創出など、グリーンインフラを活用した取組を進めます。
- c 土石流による災害を防ぐための砂防施設の整備、急傾斜地の崩壊を防ぐための急傾斜地崩壊防止施設の整備など、土砂災害対策を実施します。
- d 民間建築物の耐震化支援、狭い道路解消支援、大規模盛土造成地を調査し必要な安全対策を行うなど、地震時等における居住地の安全対策を進めます。

ウ 被害対象を減少させるための対策の実施

- a 災害危険性の高い区域の居住誘導区域からの除外、都市計画法による開発規制など、土地利用規制及び誘導による被害対象の減少を継続します。

防災・減災に関する近年の取組

- 河道掘削、河川改修による河川氾濫対策の実施
流出抑制施設・排水路整備実施など浸水対策の実施



土岐川の堤防整備



排水路整備（喜多町）

- 土砂災害対策、急傾斜地崩壊対策の実施



砂防えん堤の整備（月見町）



急傾斜地崩壊対策工事（小泉地区）

(8) その他の都市施設の配置・整備方針

- ① 市有施設を最適な状態で維持・管理するとともに、耐震化、長寿命化を進めます。
- ② 施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設の配置を検討していきます。

ア 公共施設の整備方針

公共施設を取り巻く状況は、現状全ての公共施設を維持・更新することが不可能であり、人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、今後さらに厳しさを増すことが予想されます。

市の公共施設については、公共施設適正配置計画に基づき、公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能は維持しつつ、公共施設の数や規模を将来の市の人ロや財政規模に見合ったものにする必要があります。

施設そのものではなく、その中に入る機能に着目して優先度を明確にし、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて施設ごとに長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止又は現状維持などの方向性を定め、計画的に実施します。

イ 下水道施設

① 下水道整備の基本的考え方

浸水による被害や河川の水質悪化などを未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、安全で豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

② 下水道整備の方針

- a 生活環境の向上を図るため、公共下水道を整備するとともに、その普及促進に努めます。
- b 下水道の機能を維持するため、施設の長寿命化を進めます。
- c 大規模な災害に備えるため、計画的に施設の耐震化を進めるとともに、雨水排除能力の向上に取り組みます。
- d 維持管理コストの削減を図るため、汚水処理施設の統廃合やし尿処理との共同化を進めます。
- e 循環型社会の形成に貢献するため、下水汚泥等の有効利用について検討します。

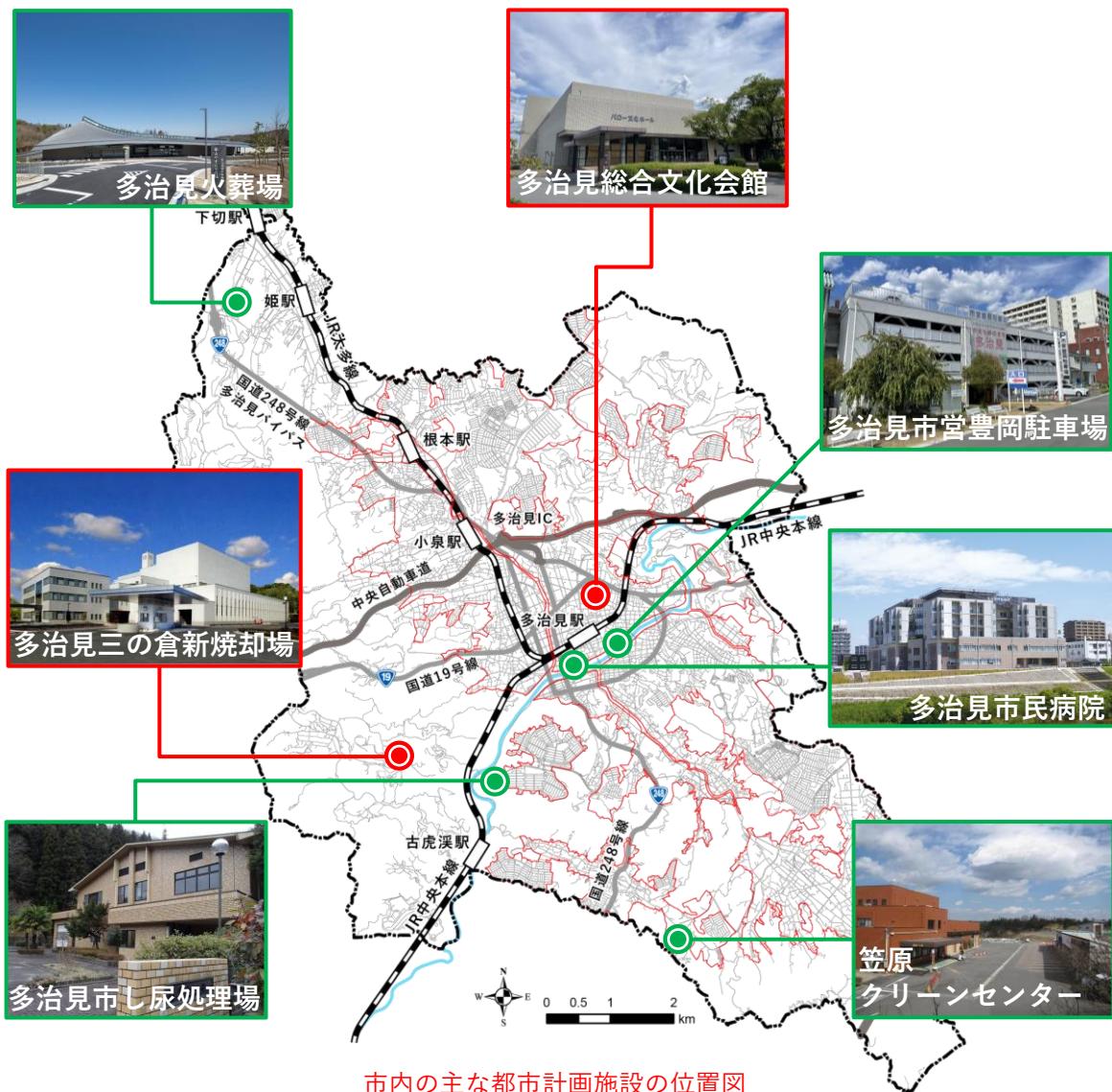
ウ 環境衛生施設

環境衛生施設は、周辺環境への影響が大きいものの、都市において必要不可欠な施設であることから、周辺環境に留意しつつ施設の適切な配置及び維持管理を行います。

- a 多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）
 - ・周囲の環境に配慮し、施設の適切な維持管理に努めます。
- b 多治見市三の倉新焼却場（三の倉センター）
 - ・周囲の環境に配慮し、施設の適切な維持管理に努めます。
 - ・耐用年数の満了に備え、広域化を視野に入れたごみ焼却施設の整備を検討します。

その他の都市施設の配置・整備に関する近年の取組

- 公共下水道の汚水及び雨水の排水区域について、区域の見直しを実施
(令和7年都市計画変更)
- 三の倉センター（多治見市三の倉新焼却場）の大規模修繕（令和6年）
- バロー文化ホール（多治見総合文化会館）の大規模改修
(令和5年リニューアルオープン)



第5章 エリア別方針

1 まちづくりのエリア別展開

本章では、前述のまちづくりの理念及び部門別方針を踏まえつつ、より具体的な地域の視点からまちづくりの方針を整理していきます。

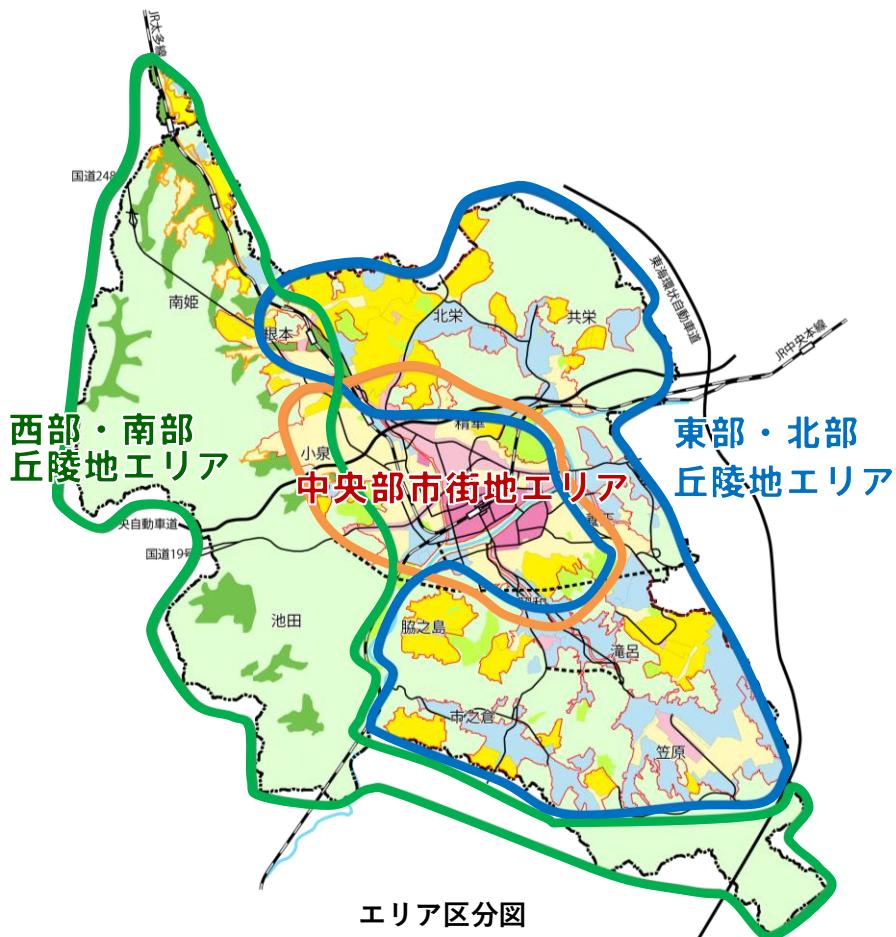
ア. エリアの区分

盆地地形に密接に関係して形成されてきた市街地の特性や、まちづくりに関する共通の課題を抱える地区を一体的に捉え、市域を「中央部市街地エリア」、「東部・北部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのエリアに区分し、それぞれのエリアが持つテーマ・イメージの実現に向けたまちづくりを進めます。

イ. エリアでの展開方針

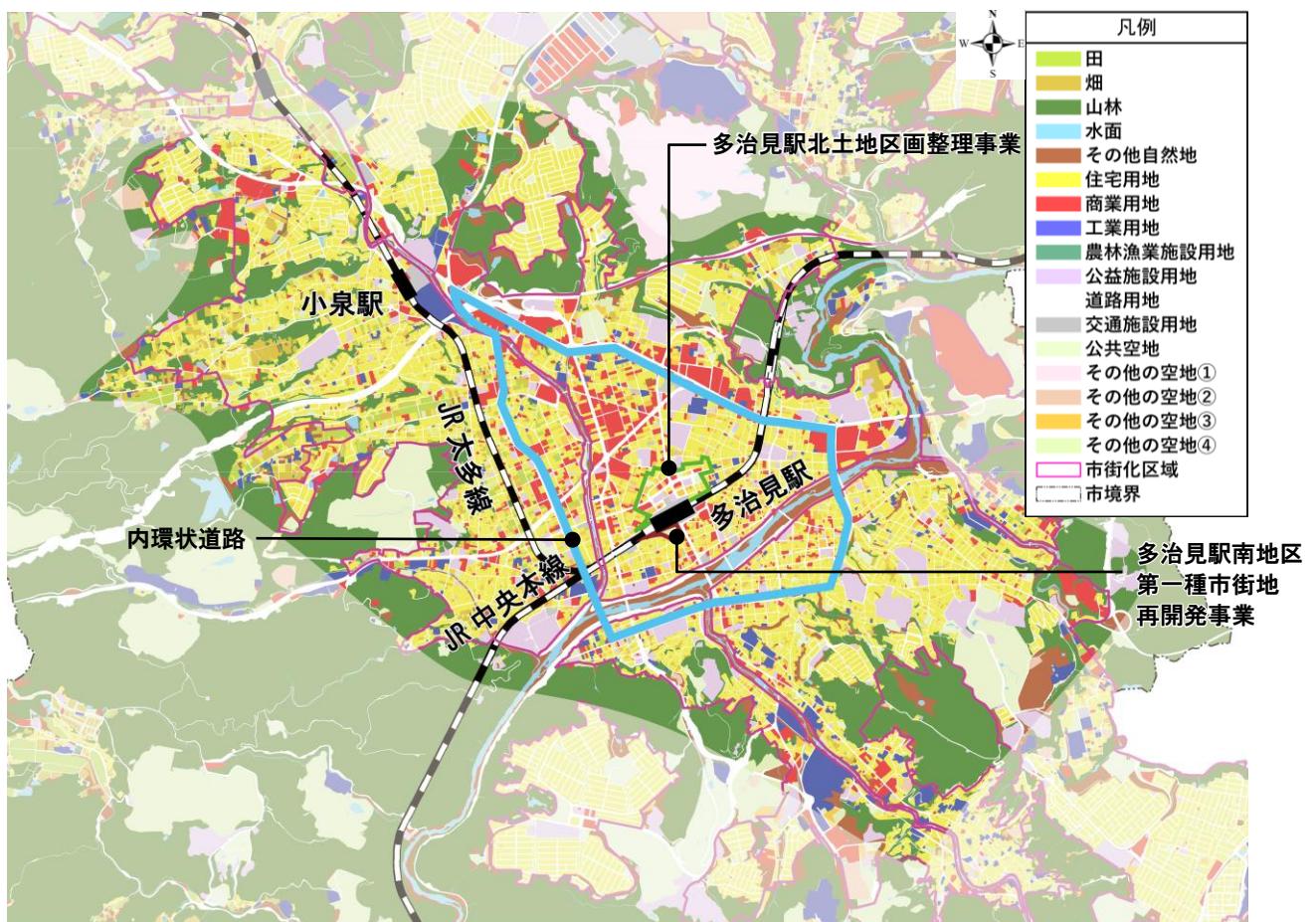
エリア別の展開方針は、まちづくりの歴史により培われてきたそれぞれの地域特性に応じて定めます。また、エリア別のまちづくりのテーマを次のとおりとします。

- ・中央部市街地エリア 『多くの人が集い楽しむまちづくり』
- ・東部・北部丘陵地エリア 『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』
- ・西部・南部丘陵地エリア 『里山の緑とともに暮らすまちづくり』



2 中央部市街地エリア

本エリアは、JR中央本線南部の旧市街地から、北部の国道沿い周辺地区を軸に拡がる市街地を主体としており、内環状道路で囲まれる「中心市街地」とその外側に位置する「周辺市街地」で構成されるエリアです。



中央部市街地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・主な小学校区における近年の人口動向は、精華、小泉校区が増加しているのに対し、池田校区は横ばい、養正、昭和校区は減少しています。
- ・多治見駅周辺の人口動向は、多治見駅北地区（以後、駅北地区）と多治見駅南地区（以後、駅南地区）は増加していますが、川南地区は減少傾向にあります。

② 土地利用

- ・多治見駅北側の商業地域の一部では、地場産業の保護のため、緩和型の特別工業地区を指定しています。
- ・多治見駅南市街地再開発事業の区域を、にぎわいの形成に資するとともに、健全な土地利用のため建築物等を規制・誘導する目的で多治見駅前中之郷地区地区計画の区域に編入しました。

③ にぎわいと利便性（中心拠点）

- ・当エリアの大部分を、立地適正化計画における都市機能誘導区域の中心拠点に位置づけており、多治見市の「まちの顔」となる中心拠点づくりが求められています。
- ・駅北地区では、多治見駅北地区画整理事業が完了したことに伴い、駅へのアクセスが向上、拠点機能が集積するなどにぎわい形成に寄与しています。今後、さらなる機能集積が望されます。
- ・駅南地区では、令和6年に多治見駅南地区第一種市街地再開発事業が完了し、商業業務棟、住居等、宿泊棟、駐車場棟が建設されました。
- ・たじみDMOによる虎渓用水広場でのビアガーデンやイルミネーション、キッチンカーの出店や、多治見駅南北自由通路、駅南広場等、駅周辺エリア全体での美濃焼祭や駅MALLの開催等により、市内外の観光誘客を促進し、駅周辺のにぎわいを創出しています。
- ・まちづくり、地域経済を元気にする創業・出店者を支援する事業として、たじみビジネスプランコンテストを実施し、グランプリ受賞者や応募者による出店が進むなど、中心市街地の活性化に向けた取組が進んでいます。

④ 住環境

- ・当エリアの大部分を、立地適正化計画における居住誘導区域に位置付けており、徒歩圏内で便利に生活できる住環境づくりが求められています。
- ・当エリアは空き家が一定程度あり、老朽化したものだけでなく活用の見込みのあるものがあることから、それらの有効活用が求められます。
- ・住吉土地区画整理事業の保留地の9割以上が販売され住宅戸数が増加しています。
- ・小泉校区や池田校区では農地転用が進み、宅地に転用されています。

⑤ 産業環境

- ・中心市街地から離れた周縁部に比較的規模の大きな工業用地があり、中心市街地にも小規模な工業用地が点在しています。
- ・本町オリベストリート周辺や商店街は、陶都創造館や蔵などの地域資源を生かしたまちづくりが展開され、美濃焼のまちとしての風情があり、一定の集客があります。

⑥ 交通環境

○ 道路

- ・通勤通学時の多治見駅への交通集中による一時的な交通渋滞や市街地を横断する土岐川・JR中央本線をまたぐ南北方向の交通を中心に慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞緩和が求められます。
- ・多治見駅南市街地再開発事業に伴う、駅南駅前広場の拡張整備やペデストリアンデッキの整備により、自動車と歩行者の動線が分離され、多治見駅周辺の安全性及び交通利便性が向上しました。
- ・若松町の交差点では、ラウンドアバウトを整備し、交通事故の減少に寄与するなど交通の円滑化や歩行者の安全対策に取り組んでいます。
- ・田代町や養正地区のゾーン30の指定及び精華地区の歩道のバリアフリー化を推進し、歩行者の円滑な移動の確保に取り組んでいます。
- ・多治見駅北土地区画整理事業地区の無電柱化が実施され、道路空間の整序が進んでいます。

○ 公共交通

- ・交通渋滞の緩和や、中心拠点内や市内観光のための移動手段として、コミュニティバス（きょうバス中心市街地線）を運行しており、令和7年10月にバス停を5ヶ所増設し、利用エリアを拡大するなど、利便性向上のための取組を進めています。
- ・地域内交通として、地域あいのりタクシーが池田、養正、小泉地区の区域で運行されています。
- ・令和3年7月から、小泉校区、根本校区と中心市街地を結ぶ、デマンド型の乗合バス運行されており、令和7年6月にはたじみよぶくるバスとして、池田校区の一部にもエリアが拡大しました。

○ 自由通路

- ・多治見駅周辺の南北の連絡強化を図るため、多治見駅南北連絡線（自由通路）を設置し、南北の行き来の向上だけでなく、自由通路や駅南北で行われるイベントなどの取組を波及するなど、にぎわいや交流のための通りとして機能しています。

○ 駐車場整備

- ・駅北地区では、駅北立体駐車場が整備され、駅南地区においても多治見駅南地区市街地再開発事業により駅南立体駐車場が整備されました。

○ バリアフリー化

- ・多治見駅周辺はバリアフリー化を重点的に整備する地区となっており、駅及び駅から周辺の公共施設へ至る経路の整備を進めています。

⑦ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・多治見駅北土地区画整理事業に伴い、水と緑豊かな虎渓用水広場や街区公園を整備しました。また、暑さ対策のため、多治見駅周辺ではミストを整備しています。
- ・駅北地区に市内の農産物販売のための農産物直売所が整備され地産地消の取組が進んでいます。
- ・都市の風致を維持するため、中心市街地の周辺に虎渓山、窯洞、高根山、池田の各風致地区を指定しています。
- ・多治見運動公園（T Y K スポーツパーク 多治見）を整備し、施設の更新等を行いました。
- ・南坂上公園に大型遊具を整備しました。太平公園、喜多緑地などは、市民の憩いの場となっており、今後も子育て世代など市民のニーズに沿った空間が求められます。

⑧ 防災・減災

- ・市街地の大部分が想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域に指定されており、浸水被害のおそれがあります。また、土岐川付近では、想定最大規模降雨での家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、氾濫流や河岸浸食による家屋の倒壊や流出のおそれがあります。
- ・平成23年の台風15号豪雨により市街地の一部が浸水被害を受けましたが、平成30年に浸水対策事業が完了し、平成23年の台風15号豪雨相当の降雨に対し、床上浸水を概ね解消しています。
- ・庄内川流域で水害対策を進めるため、土岐川・庄内川流域治水協議会及び庄内川水系流域治水プロジェクトに参加しています。
- ・昭和橋から多治見橋間で、土岐川の擁壁及び護岸工事を実施するなど、河川氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための取組を進めています。
- ・喜多町地区で流出抑制施設、排水路整備を実施するなど、内水被害軽減のための取組を進めています。
- ・中心市街地の周辺では、土砂災害警戒区域等の指定があり、がけ崩れへの対策等を進めています。
- ・駅南地区及び川南地区の一部において、中心市街地での火事などによる都市の不燃化をめざし、防火・準防火地域を定めています。また、JR中央本線南側の住宅と店舗等が混在する旧市街地においては、狭い道路が多い密集市街地となっており、建物の老朽化対策が必要です。

⑨ その他都市施設

- ・地区計画が定められている岐阜県立多治見病院地区は、安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供を目的として、病院の建て替えなどの整備が進んでいます。
- ・水害などの対策を強化するため、土岐川左岸ポンプ場を整備しました。
- ・開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいた多治見総合文化会館（パローホール）を大規模改修しました。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『多くの人が集い楽しむまちづくり』

- ① 「ネットワーク型コンパクトシティ」の中心拠点として、効果的な商業・サービス、公共公益施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を目指すエリアとします。
- ② 中心市街地の外郭を構成する内環状道路により、中心市街地に集中する交通の分散を図ります。また、**多治見駅南北での市街地開発事業の完了**を契機として、**更なる**交流・定住人口の増加、まちのにぎわい創出を目指します。
- ③ 中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部・北部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアとのまちづくりイメージを共有する良好な**住環境**の形成を目指します。

(3) まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



中央部市街地エリア 将来構想図

① 土地利用（区域区分、用途地域）

- ・多治見駅周辺地区では、**低未利用地の活用等**により、高度利用や機能集積を図り市街地の再構築を推進します。
- ・土地利用の状況を踏まえながら、多治見駅北側の商業地域の一部において、**緩和型の特別工業地区**を継続します。
- ・国道19号・国道248号沿線等で、中心市街地内の商業地として商業業務施設の立地が進む地域においては、用途の純化を図り、商業系用途地域への転換、又は特別工業地区等の併用指定を検討します。
- ・大原川沿いの低地部や土岐川の河岸段丘に広がる一般住宅地では、店舗、事務所等の立地を許容しつつ、地域地区指定で現在の環境保全を図ります。

② にぎわいと利便性（中心拠点）

- ・多治見駅南北連絡線（自由通路）を中心に駅南北を一体に捉え、機能の連携を図るとともに、コンパクトシティの顔としてにぎわいの形成を推進します。
- ・駅北地区では、行政サービスの拠点として新庁舎を駅北庁舎隣接地に建設します。また、平面駐車場などの低未利用地の高度利用や機能集積を促進し、都市としての拠点性を高めていきます。
- ・川南地区では、本庁舎の跡地等活用を検討します。
- ・市街地開発事業の実施を検討する機運が現れた地区を支援します。
- ・多治見駅から本町オリベストリートまでの回遊性のあるまちづくりを推進します。
- ・駅前商店街、ながせ商店街、本町オリベストリート、銀座商店街などでは、地域による主体的な取組を支援するとともに、たじみDMOと連携し、中心市街地の活性化に向けたエリアマネジメントを進めます。
- ・幹線道路軸として交通量の多い（都）国道19号線、（都）金岡市之倉線、（都）国道248号線多治見バイパス、（都）明和小名田線及び（都）音羽明和線沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設の立地を図ります。

③ 住環境

- ・中心拠点などの、比較的公共交通の利便性が高い地域において人口集積を目指し、居住を誘導します。
- ・多治見駅前中之郷地区地区計画及び陶都の杜地区計画をはじめとした、地区計画などの手法による、良好な**住環境**の形成に努めます。
- ・中心市街地の密集した地区での老朽空き家などの除却を促進しながら、住宅需要の高い地域をはじめとした場所での空き家の活用を促進します。
- ・駅北庁舎次世代育成フロアを拠点に、地域の子育て支援の場と連携し、親育ち・子育ちの学び・相談・交流の場を充実させ、まちなか居住を促進させます。
- ・土岐川の親水性向上、虎渓用水広場及び公園の整備などによるうるおいのある空間を確保し、誰もが快適な暮らしを享受できるまちとして魅力を高めます。

④ 交通環境

○ 道路

- ・中心市街地における安全な歩行者・自転車空間の確保に向け、自動車交通の削減を図るなど、誰もが安全で快適に移動できる交通環境に努めます。
- ・内環状道路から多治見駅へのアクセス性の強化及び安全な歩行者空間確保のため、(都)音羽小田線の整備を進めます。
- ・中心市街地の通過交通の削減に向け、内環状道路の未整備区間である(都)国道248号線多治見バイパス、(仮称)平和太平線及び(都)上山平和線の整備に向けて取り組みます。
- ・通学者をはじめとした歩行者等の安全な通行確保のため、ゾーン30などの推進を図ります。

○ 公共交通

- ・多治見駅前の広場機能の強化により鉄道とバス路線の一体的なネットワークを形成し、公共交通の充実による自動車交通からの利用転換など、環境への負荷の少ない体系づくりを進めます。
- ・中心市街地を巡回するコミュニティバスは、**市民の乗降調査結果等によりルートを見直すなど**継続的に改善し、移動の利便性を高めます。運行改善にあたっては、公共公益施設、商業施設等の主要施設を結ぶなど、中心市街地の利便性の向上に配慮して行います。
- ・路線バス、**ききょうバス**中心市街地線などの市内運行バスでは、障がい者、運転免許返納者等の割引制度や高齢者公共交通機関利用促進助成事業（バスチケット65）など、公共交通の利用を促進します。
- ・多治見駅において、円滑な乗り継ぎが行えるよう、総合案内板の設置や観光案内所と連携したバス情報の提供など、公共交通の案内の充実を図ります。

○ 自由通路

- ・多治見駅南北連絡線（自由通路）を人のつながりを生み出す「にぎわいと交流のための通り」とし、駅周辺を多くの人々が行き交う中心市街地における一つの核としていきます。
- ・新庁舎の建設に合わせ、多治見駅南北連絡線（自由通路）の改修を行います。

○ 駐車場整備

- ・市街地内における円滑な交通を確保するため、駐車場施設を重点的に整備する地区を引き続き指定し、附置義務制度により最低限必要な駐車台数を確保します。

○ バリアフリー

- ・引き続き、多治見駅周辺をバリアフリー化を進める重点整備地区に指定し、公共交通、建築物、都市公園、路外駐車場、道路、交通安全などの整備方針に基づいて取り組んでいきます。

⑤ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・虎渓用水広場を活用した水辺環境の創出、ミスト整備及び公園等の公共空地を活用した緑化の推進に努め、公共用地や中心市街地の植栽を推進し、高気温に対処するとともにヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ・喜多緑地など地域の拠点となる公園をリニューアルします。
- ・中心市街地の河川敷地について、憩いとうるおいのある空間の創出に努め、多くの人が川と親しめる環境を整えていきます。
- ・土岐川右岸記念橋上流部での、かわまちづくり事業及び、土岐川観察館による環境学習活動

を推進します。

- ・本市の豊かなスポーツライフの実現を図るため、多治見運動公園（TYKスポーツパーク多治見）など快適で安全なスポーツ環境を整えます。
- ・風致地区に指定されている虎渓山の他、市街地に隣接した斜面緑地は、市街地を取り囲む環状の緑を形成しており、市民生活の身近に感じられる、都市景観上、重要な緑地として保全します。
- ・多治見駅周辺及び多治見インター付近を中心に、屋外広告物の重点区域を指定し、風景を損なわないよう、引き続き重点的に整えていきます。

⑥ 防災・減災

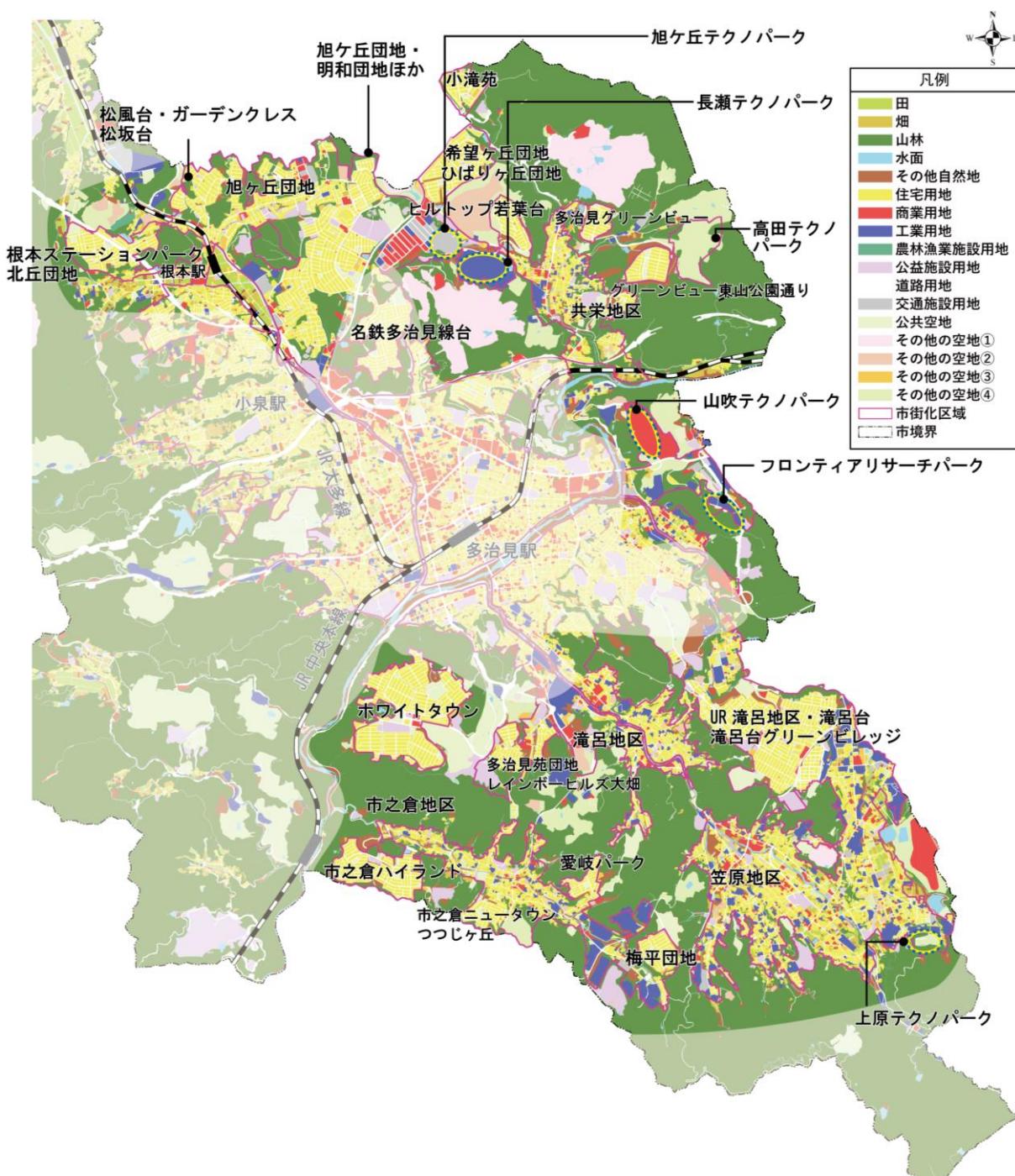
- ・水害リスクがある当エリアでは、河川改修などの外水対策及び流出抑制対策などの内水対策を進めながら、被害を低減するためのソフト対策を進めます。
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を進めます。
- ・中心市街地に密集する住宅地では、狭い道路の解消やブロック塀等の除去など、火災や地震災害などに配慮した都市環境の整備・改善を図ります。

⑦ その他の都市施設

- ・公共交通の利便性や他の医療機関との連携を考慮した上で、中心市街地に位置する前畠町に多治見市民病院を配置し、今後も、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・地区計画に指定されている岐阜県立多治見病院地区は、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、用途地域の指定とあいまって土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図ります。
- ・大規模改修を実施した、多治見総合文化会館（バロー文化ホール）の適切な維持管理に努めます。

3 東部・北部丘陵地エリア

本エリアは中心市街地の東側及び北側に位置し、美濃焼の生産地である共栄、滝呂、笠原、市之倉地区の「地場産業振興地」と、各地区の丘陵部で住宅団地・工業団地として開発された「丘陵部開発地」で構成されるエリアです。



東部・北部丘陵地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・丘陵部開発地における住宅団地の人口は、開発事業による住宅立地が概ね完了したことから、人口増加が頭打ちとなり、徐々に減少傾向へと転じています。
- ・北栄、脇之島、市之倉地区など丘陵部開発地における住宅団地の一部では、高齢化率が高くなっています。

② 土地利用

- ・笠原地区及び根本地区では、宅地への農地転用及び新築住宅の建築が比較的多い傾向にあります。
- ・笠原地区の中心地において笠原神戸・栄土地区画整理事業が完了し、地域拠点における都市機能や居住の誘導に向けた土地利用が期待されています。
- ・昭和40年代頃から行われてきた、丘陵地での大規模な住宅団地開発が概ね落ち着いています。今後は、人口減少及びコンパクトシティの観点から、無秩序な住宅地の拡大の抑制が求められています。
- ・地場産業の振興のため、笠原町の住居系用途地域に緩和型の特別工業地区を指定しています。また、旭ヶ丘、明和、笠原町など準工業地域の一部に制限型の特別工業地区を指定しています。

③ にぎわいと利便性（地域拠点）

- ・立地適正化計画において、郊外地域において医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する地域拠点として、根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原地区を設定しており、福祉施設を中心に誘導施設が増加傾向にあります。

④ 住環境

- ・丘陵地における住宅団地や地域拠点では、立地適正化計画における、居住誘導区域を設定しております、人口密度の維持が求められます。
- ・昭和期に開発された団地では空き家が増加傾向にあり、空洞化が進行しているため、空き家の有効活用が求められています。

⑤ 産業環境

○地場産業

- ・市内における陶磁器産業は、今後も美濃焼のブランド力向上や窯業原料の確保などの陶磁器産業の持続に向けた取組が求められます。
- ・陶磁器の里をイメージさせる市之倉地区や共栄地区の一部では、地域が主体的に産業観光振興に取り組んでいます。
- ・笠原地区では、独創的な外観で集客力があるモザイクタイルミュージアムが、観光拠点としてだけでなく、タイルの魅力のPRにも寄与しています。

○新規産業

- ・中央自動車道、東海環状自動車道の利便性を活かし、山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、フロンティアリサーチパーク、上原テクノパーク、長瀬テクノパークなどで企業誘致による産業振興地を形成しています。
- ・令和2年に市街化区域に編入した高田テクノパークでは、整備が行われ、第2期部分では新規企業が立地しています。
- ・森下テクノパークでは、造成工事が開始し、誘致した企業の立地準備が進んでいます。

⑥ 交通環境

○ 道路

- ・高田テクノパークの整備と合わせて市道315434線（土岐多治見北部連絡道路）を整備し、東海環状自動車道五斗蒔スマートＩＣへのアクセスが向上しました。
- ・円滑な自動車交通確保のため、（都）市之倉線の一部区間が開通しました。

○ 公共交通

- ・小泉校区、根本校区、市之倉町、大畠町の一部と中心市街地を結ぶ、たじみよぶくるバスがデマンド型の乗り合いバスとして、本格運行されています。
- ・通勤・通学時間帯の移動支援として、市之倉ハイランドとＪＲ古虎渓駅を結ぶここけいバスが運行されています。
- ・地域内交通として、地域あいのりタクシーは根本、旭ヶ丘、共栄、市之倉、滝呂、笠原地区の一部で運行されています。
- ・脇之島地区では、住宅団地の外周路において自動運転バス（レベル2）の実証実験が行われました。

⑦ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・土岐川流域グリーンベルト整備事業により、市之倉地区の「どんぐりの森」など、市民が主体となって身近な里山の整備と活用に関する活動が進められています。
- ・山吹町地内(花桃)の植樹など、名所づくりを実施しました。

⑧ 防災・減災

- ・地場産業振興地や住宅団地の一部では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、がけ崩れ、土石流、地すべりなどのおそれがあります。
- ・笠原川などでは、洪水浸水想定区域が指定されており、浸水被害などのおそれがあります。
- ・笠原地区、市之倉地区などで、土石流による災害を防ぐための砂防施設の整備、急傾斜地の崩壊を防ぐための急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めています。
- ・笠原川、高田川、市之倉川、辛沢川などで河道掘削の実施など河川氾濫への対策に取り組んでいます。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

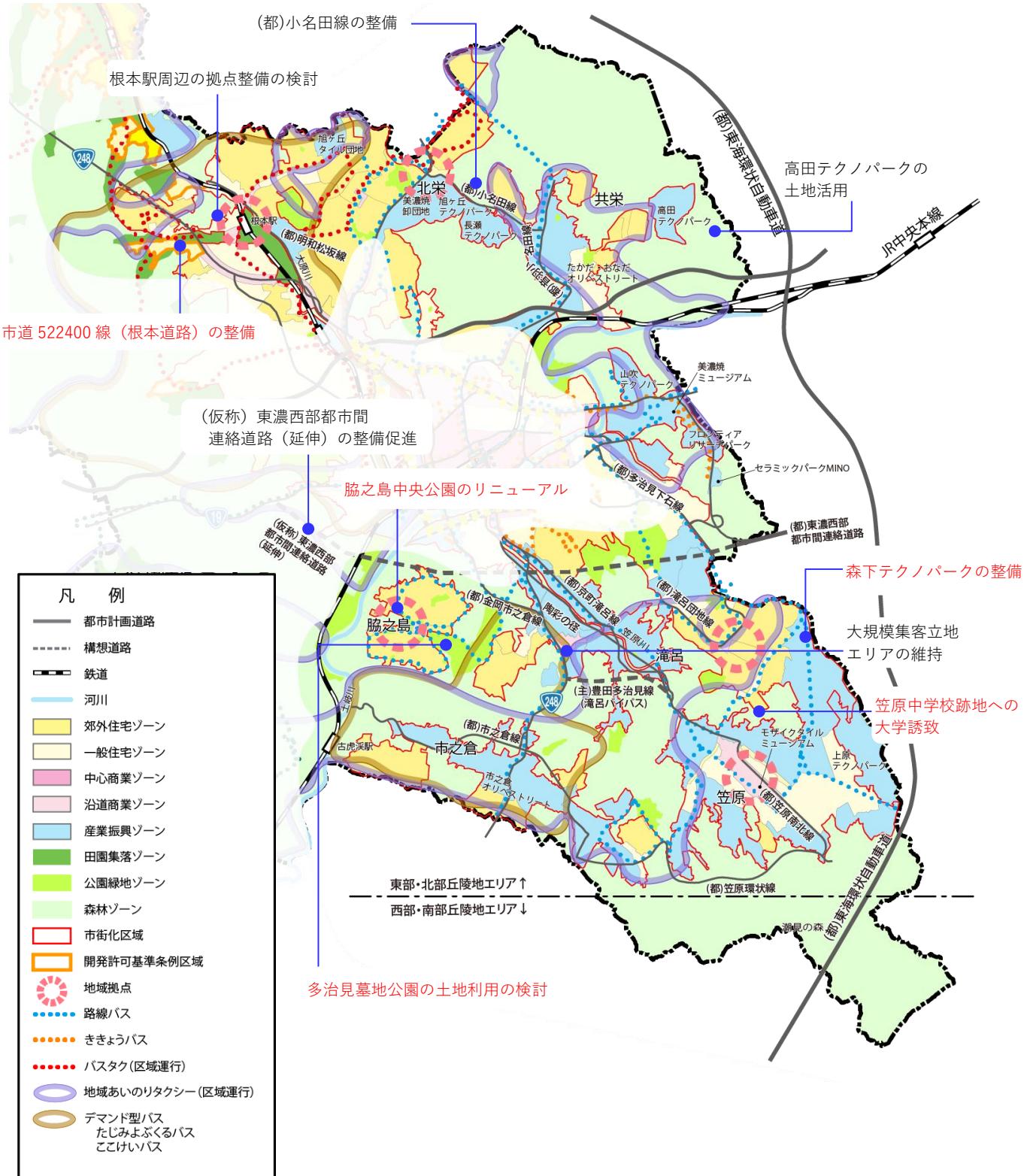
エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』

- ① 美濃焼の歴史性を活かした個性あるまちづくりと緑地の多い良好な住環境が共存するまちづくりを進めるエリアとします。
- ② 地域の独自性を発揮しながら発展してきた地場産業振興地では、地域資源を活用してまちにぎわいを創出していく。また、まちの防災機能や交通機能の強化を図るなど快適な生活環境の形成を目指します。
- ③ 丘陵部開発地の住宅団地においては、団地の高齢化や空き家の増加を見据えた適切な施策の展開により、いつまでも住み続けられる住環境の整備に努めます。
- ④ 工業系開発地では、周辺の自然的環境や生活環境に配慮した適正な土地利用に努め、必要に応じて新規産業誘導地の拡大を目指します。

(3) まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



東部・北部丘陵地エリア 将来構想図

① 土地利用（区域区分、用途地域）

- ・引き続き、無秩序な宅地化を抑制し、良好な住環境の確保を目指します。また、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の縁と周辺市街地を取り囲む縁に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む縁の外側での面的な開発は抑制します。
- ・根本駅周辺などの地域拠点において、公共交通、幹線道路等の状況を踏まえ、ネットワーク型コンパクトシティの形成において支障がある場合は、地域拠点の強化も踏まえた多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- ・脇之島地区において、今後の墓地需要などを踏まえ墓園（多治見墓地公園）のあり方を検討するとともに、地域拠点強化や新規産業誘導に資する都市的土地利用について検討します。
- ・多くのテクノパークを有している当地区では、今後も新規産業誘導のための開発に対しては、自然的環境に配慮しながら、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進しつつ、新市街地の形成を検討します。
- ・市街地外縁に位置する一団の未利用地等については、今後の土地利用計画や隣接地の状況等を踏まえ、区域区分制度の適正な運用により、未整備な市街地として土地利用を整序していきます。
- ・地場産業を振興するため、特別用途地域の指定継続により住居系用途地域内にある陶磁器・タイル関連工場を保護していきます。また、工業系用途地域内では、公害をもたらす恐れのある工場や環境悪化が懸念される建物を制限することで、周辺の生活環境に配慮します。
- ・既存の卸団地（美濃焼卸団地、旭ヶ丘タイル団地）については、既定の建築制限を継続し、地場産品の集積・出荷環境を維持していきます。

② にぎわいと利便性（地域拠点）

- ・地域拠点に位置づけた、根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原地区においては、ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくりを方針とし、地域コミュニティが維持され、徒歩圏で日常的な生活ができ、中心市街地にも公共交通でアクセスしやすい拠点を配置します。
- ・大畠地区の国道248号沿道に立地する大規模集客施設を含む地区は、大規模集客施設設立地エリアとして、現在の土地利用を維持していきます。

③ 住環境

- ・地域拠点を中心とする、比較的公共交通の利便性が高い地域においては、生活に必要なサービスが得られる環境づくりを目指し、居住を誘導します。
- ・初期に開発された住宅団地の一部をはじめとして、今後の建て替え需要や増加する空き家の活用に向け、リフォームや建直しを支援していくなど、移住・定住の支援と合わせた施策を進めています。また、高齢社会への対応に留意しつつ、それぞれの団地特性に応じた対策を講じてきます。
- ・地場産業振興地においては、居住と生産空間が共存した住工混合の空間として生活環境を維持します。また、空き物件の工房としての有効活用や、陶磁器関連事業者への雇用促進など、地場産業の担い手育成や定住促進に向けた施策を進めます。

④ 産業環境

○ 地場産業

- ・モザイクタイルミュージアムや美濃焼ミュージアム、セラミックパークMINO等、タイルを含めた美濃焼を観光資源として活用し、地場産業の振興とまちの集客力を高めていきます。
- ・地場産業振興地では、引き続き、陶磁器やタイルの生産地として、地場産業の保全と振興を図ります。また、**美濃焼のブランド力向上や販路開拓、セラミックバレー構想や MINO サステナブルセラミックプロジェクトの取組の支援、美濃焼文化の香りが漂うまち並み形成など、産業振興や風景づくりに配慮したまちづくりを進めます。**

○ 新規産業誘導

- ・企業誘致により工業系土地利用を形成した、長瀬テクノパーク、山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、上原テクノパーク、フロンティアリサーチパーク等の産業用地での事業環境の維持に努めます。
- ・**東海環状自動車道の近接性を活かし、高田テクノパーク及び森下テクノパークの産業系の土地活用を展開します。**
- ・テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近、その他、鉱山の跡地などで都市基盤整備が整っているかまたは整うことが確実な土地にあっては、必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業誘導地を拡大していきます。
- ・新規産業誘導地の拡大にあたっては、**自然的環境に配慮するとともに下水道計画等の公共施設計画との整合を図って進めます。**

○ 大学

- ・笠原小中学校開校に伴い閉校する笠原中学校跡地に大学を誘致します。

⑤ 交通環境

○ 道路

- ・(仮称) 東濃西部都市間連絡道路（延伸）の整備促進を図ることで、広域交通網を充実させ他都市との連携を強化するとともに、市街地の通過交通を削減します。
- ・市街地南部の（主）豊田多治見線（滝呂バイパス）の整備促進などにより、中心市街地や鉄道駅とのアクセス強化に努めます。
- ・市街地北部の（都）小名田線、（都）音羽小名田線、**市道 522400 線（根本道路）**など、地域内の自動車交通幹線道路の改良整備を進め、渋滞の緩和と交通安全性を高めていきます。
- ・自転車・歩行者専用道の（都）平和滝呂線（陶彩の径）は、安全安心な道路空間としてだけでなく、身近な水と緑の憩いの空間として維持・管理に努めます。

○ 公共交通

- ・中心拠点に立地する多様な都市機能へ便利にアクセスできる鉄道や基幹的なバス路線により、地域拠点と中心拠点をつなぎます。
- ・郊外地域と中心市街地をつなぐ路線バスの利用促進を図るため、**障がい者、運転免許返納者等の割引制度や高齢者公共交通利用促進助成事業（バスチケット 65）などの取組を進めます。**

- ・地域あいのりタクシーがより使いやすいものとなるよう地域と協議のうえ運行計画を見直し、導入エリアの拡大を図ります。また、各地域の導入実績や優良事例を踏まえ、地域内交通の導入支援を行うとともに、地域内交通の制度の改善を図りながら地域の移動手段を確保します。
- ・引き続き、たじみよぶくるバスやここけいバスの維持に向け、事業者と連携しながら利用促進に向けた取組を進めます。
- ・鉄道、地域内交通等の各交通手段が円滑に乗り継ぎできるよう、各輸送手段の結節点となるバス停において待合環境の改善を図ります。

⑥ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・ふるさと風景を代表する盆地（丘陵・斜面地）の縁は、自然保全ゾーンとして位置づけ、区域区分制度によって、無秩序な市街化を抑制します。
- ・市街化区域の近接・隣接部で、土石・粘土採取等により土地の形質変更が行われた地区においては、事後緑化等による緑地回復とともに、自然的環境への影響抑制を前提に都市的土地利用の可能性を検討し、土地利用の整序と地域の活性化に努めます。
- ・シデコブシやハナノキなどの希少植物の保護を進めます。
- ・脇之島中央公園など地域の拠点となる公園をリニューアルします。
- ・多治見墓地公園について、今後の墓地需要などを踏まえ墓園のあり方を検討します。

⑦ 防災・減災

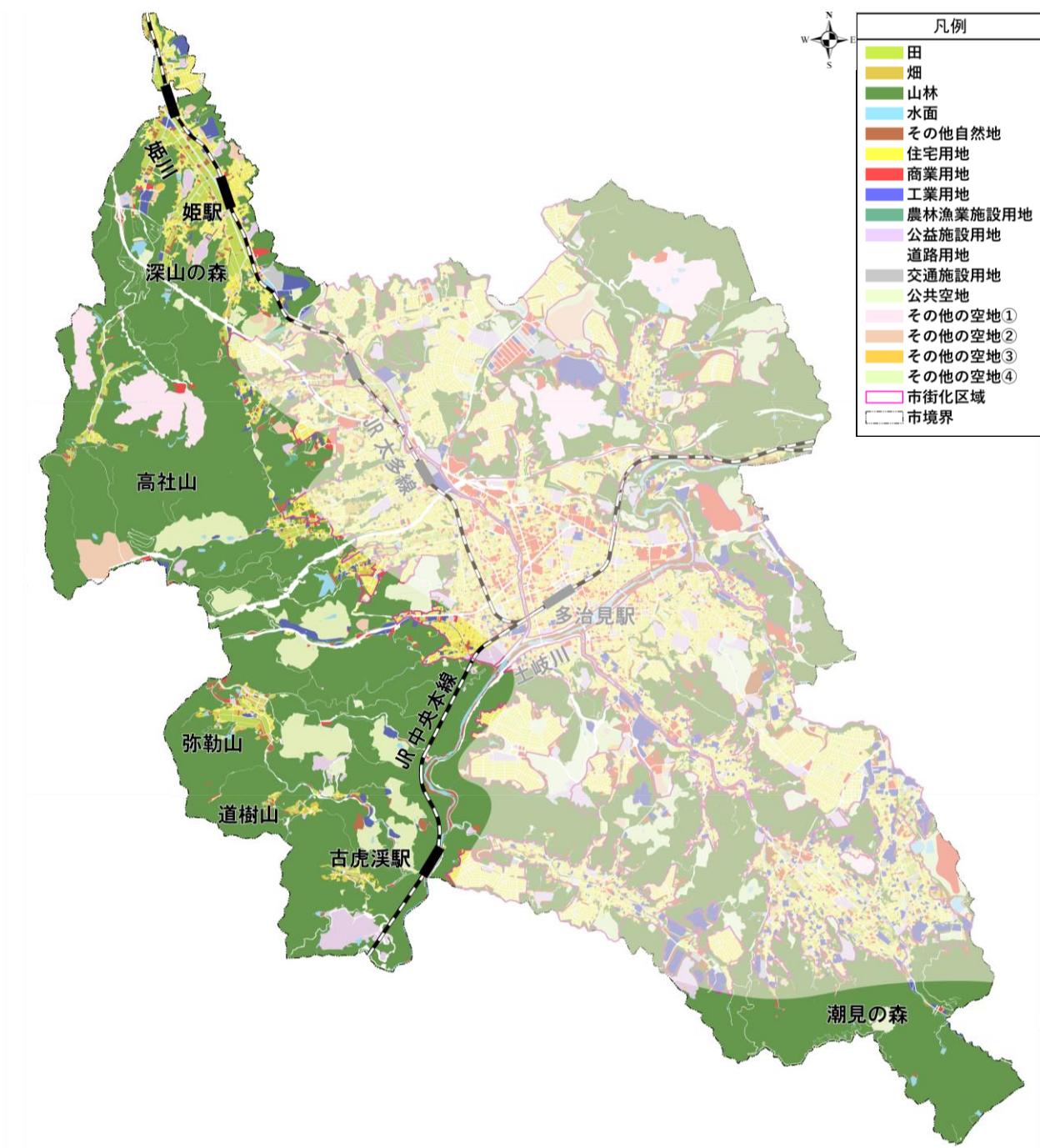
- ・土地区画整理事業が完了した笠原地区では、地区のにぎわいを創出するとともに、市街地の密集に備え、火災に強いまちづくりを継続します。
- ・砂防施設の整備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を進めます。
- ・河川改修などの外水対策及び流出抑制対策などの内水対策を進め、水害をできるだけ防ぐ・減らすための対策を進めます。

⑧ その他の都市施設

- ・維持管理コストの削減を図るため、汚水処理施設の統廃合やし尿処理との共同化を進めます。

4 西部・南部丘陵地エリア

本エリアは、市域の北西から南東に位置し、大部分が保安林と農業振興地域で構成され、山裾・山あいには集落・住宅団地が位置している、豊かな自然環境が残るエリアです。



西部・南部丘陵地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・南姫地区では、平成17年以降減少傾向に転じ、今後も少子化、高齢化による人口減少が予測されます。

② 土地利用

- ・集落地、住宅団地のコミュニティ維持や地域活力の向上を目的とする開発許可基準条例に基づいて、条例適用区域内の建築・開発行為について弾力的に運用しており、令和4年には災害リスクの高い区域を除外しました。

③ 住環境

- ・当地区では、住宅団地、集落地及び県道沿いに広がる沿道集落地において、緑に囲まれた良好な住環境のもと、住宅地が形成されています。近年、住宅団地では、団地内の高齢化や空き家の増加が課題となっています。
- ・甘原町、諏訪町、三の倉町、北小木町などの山あいに立地する集落地では、自然の恵みが享受できる環境を維持しています。

④ 交通環境

○道路

- ・広域交通網の充実を図るため、当エリアの（都）国道248号線多治見バイパスの4車線化が完了しました。
- ・交通の円滑化及び歩行者の安全対策のため、大薮町でラウンドアバウトを整備しました。

○公共交通

- ・古虎渓駅、姫駅が名古屋などへの広域移動の拠点となっています。
- ・自主運行バス諏訪線を運行しています。
- ・地域内交通である地域あいのりタクシー（南姫、甘原、池田地区の一部で運行）や、バスタクにより、拠点間の移動手段を確保しています。
- ・小泉校区、根本校区、市之倉町、池田校区の一部と中心市街地を結ぶ、たじみよぶくるバスがデマンド型の乗り合いバスとして、本格運行されています。

⑤ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・市街地を取り巻く森林地域では、多くの採石場や埋め立て処分場が操業しており、緑の分断が見られます。
- ・保安林・農用地区域指定や、「北小木のホタル」の市天然記念物指定などにより自然的環境が継続的に保たれています。
- ・池田地区の土岐川右岸地域において、斜面緑地を主体に風致地区を指定しています。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などが整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・潮見公園（桜50選）の植樹やトイレの水洗化更新など、名所づくりを実施しました。
- ・農業振興地域の農用地区域において耕作放棄地が増加しています。

- ・池田南地区では観光農園や6次産業化の取組が進んでおり、また、三の倉市民の里の民間団体への譲渡を進めています。

⑥ 防災・減災

- ・集落地や住宅団地の一部では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、かけ崩れ、土石流、地すべりなどのおそれがあります。
- ・姫川などでは、洪水浸水想定区域が指定されており、浸水被害などのおそれがあります。
- ・月見町では、土石流等による下流の被害を防ぐため、砂防えん堤を設置しています。
- ・ため池の耐震工事を実施し地震時の安全を確保しています。

⑦ その他の都市施設

- ・南姫地区等を中心に整備を進めてきた市街化調整区域の公共下水道事業は概ね整備が完了しました。
- ・多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）は、周囲の環境に配慮しながら適切に維持管理しています。
- ・食育の拠点となる食育センターを南姫地区に整備しました。
- ・三の倉センターの安定稼働のため、基幹改良長寿命化工事を実施しました。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

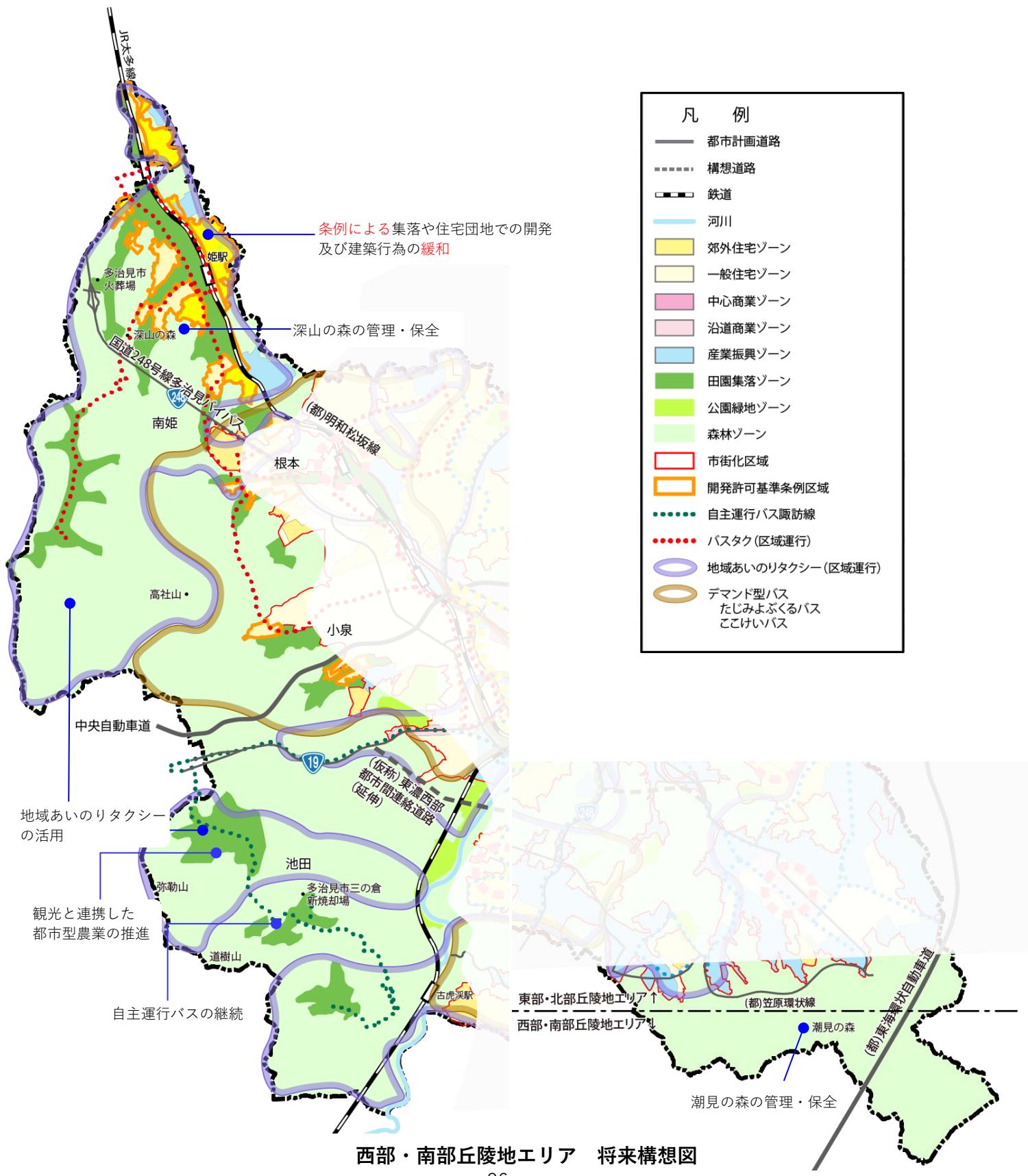
エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『里山の緑とともに暮らすまちづくり』

- ① 広域的に優れた森林機能を有する緑を保全するとともに、まとまりある農地を地域の優れた自然環境として保全し、農業振興と調和のとれた暮らしを維持していくエリアとします。
- ② 開発許可基準条例を活用したコミュニティの維持を図ります。
- ③ 山あいに立地する集落地において、地域周辺の優れた環境を有する森林や農地の保全・管理計画と連携し、自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出を図ります。

(3) まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



① 土地利用（区域区分、用途地域に特化）

- ・市街地に隣接又は近接する集落や住宅団地では、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図るため、周辺の自然的環境との調和を図りながら、引き続き開発許可基準条例による、開発及び建築行為の弾力化を図っていきます。
- ・原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。
- ・新規に整備する事業用地にあっては、公共下水道や道路などの都市施設計画、給水計画などに支障をきたさないことはもちろん、市街化調整区域での整備にあっては地区計画などにより都市計画の内容を明確にして整備を進めます。

② 住環境

- ・住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の適切な保全と管理に努めるとともに、自然環境や豊かな風景と調和する**住環境**の形成を図ります。
- ・里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、適切な保全と管理を行い、田園風景と調和するまち並みの形成を図ります。また、農地周辺において、既存住宅等を活用した都市型農業の担い手の育成と定住促進を図ります。

③ 交通環境

○ 公共交通

- ・池田南地区において、自主運行バス諏訪線（スクールバス兼用）の運行を継続します。
- ・地域あいのりタクシーがより使いやすいものとなるよう地域と協議のうえ**運行計画**を見直し、**導入エリア**の拡大を図ります。また、各地域の導入実績や優良事例を踏まえ、地域内交通の導入支援を行うとともに、地域内交通の制度の改善を図りながら地域の移動手段を確保します。

④ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・広範囲にわたって優れた森林機能を有するエリアとして、緑地を保全していきます。また、採石場や埋立処分場の操業で失われた緑の回復を図っていきます。
- ・農地の耕作放棄や後継者不足等の農業問題を踏まえた地域活力の低下を抑制するため、市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど、観光と連携した都市型農業の推進に向けた取組を進めます。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などの大規模な緑地や保健保安林及び「高社山」、「弥勒山」、「道樹山」などのレクリエーションや眺望で親しまれている山稜について、市民が親しみをもち、ふれあえる機会を増やすことで、緑の管理や保全に対する意識啓発に努め、里山環境の保全を図っていきます。
- ・池田地区の土岐川右岸沿いに指定している風致地区について、区域の拡大を検討します。

⑤ 防災・減災

- ・土砂災害特別警戒区域など、災害のおそれがある場所での宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、土砂災害警戒区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。

第6章 まちづくりの推進方策

1 まちづくりの推進方策

本章では、都市計画マスタープランによるまちづくりの推進の方策を整理します。

(1) 都市計画の決定・変更

- ・本マスタープランに即したまちづくりを進めていくためには、新たな都市計画決定や現在の都市計画を見直していくことが必要となります。
- ・社会情勢や計画の熟度等を判断しつつ、地域住民と協議を進めながら、必要に応じて都市計画の決定・変更を行います。

(2) 市民等との協働によるまちづくり

- ・多様なニーズに対応したまちづくりを展開するためには、市民・事業者・関係団体等が主体となって、自発的に地域の課題を解決していくことが必要です。
- ・市民・事業者・関係団体等との連携・協働によるまちづくりを推進するため、情報提供や話し合いの場の設定や都市計画提案制度の利用に対する支援等を行います。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

- ・都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念や方針の実現に向けた各種施策の方向性を示すとともに、都市計画に関わる土地利用や都市基盤整備などを進める際の根拠となるものです。
- ・社会情勢の大きな変化が認められた場合や将来の法制度が大きく改正された場合、上位計画に位置づけた「総合計画」「都市計画区域マスタープラン」との整合が必要になった場合等に計画内容を見直します。
- ・さらに、概ね5年ごとに進行状況を管理・評価するため、都市計画基礎調査や各種アンケート調査を実施します。



第3次
多治見市
都市計画
マスター・プラン

2021(令和3)年3月策定
(2026(令和8)年3月策定)

都市計画部都市政策課

URL: <https://www.city.tajimi.lg.jp>
E-mail: tosisei@city.tajimi.lg.jp
TEL: 0572-22-1392(直通) FAX: 0572-25-6436
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地